

(案)

超音波検査装置のリース契約書

地方独立行政法人埼玉県立病院機構（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙所有の超音波検査装置（以下「装置」という。）の賃貸借及び保守に関し、次のとおり契約を締結する。

（趣旨）

第1条 乙は、装置を甲に賃貸し、甲はこれを賃借するものとする。

（賃貸借の装置及び設置場所）

第2条 甲の使用に供する装置及び使用場所は別紙仕様書のとおりとする。

（所有権の表示）

第3条 乙は、甲に賃貸する全ての装置に賃貸借を行っている旨の表示をするものとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和3年10月1日から令和9年9月30日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、金〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む）とし、月額は、〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む）とする。

各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

令和3年度支払額〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む。）

令和4年度支払額〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む。）

令和5年度支払額〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む。）

令和6年度支払額〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む。）

令和7年度支払額〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む。）

令和8年度支払額〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む。）

令和9年度支払額〇〇〇〇円（消費税額及び地方消費税額〇〇〇円を含む。）

（契約保証金）

第6条 契約保証金は契約金額の10分の1以上とする。（又は免除）

（請求及び支払い）

第7条 乙は、甲に対して前条第1項に定める月額について、当該月終了後請求するものとする。

2 甲は、前項による適法な請求書を受領した日から30日以内にこれを支払うものとする。

（装置の保険加入）

第8条 乙は、装置について契約期間中、動産総合保険に加入し、保険適用の範囲内の本体の修理はそれにより行うものとする。

(装置の修理等)

第9条 乙は、甲より装置の故障について連絡を受けた際には、他のものに優先し早急な対応をとるものとする。

(他の機械器具の取付)

第10条 甲は、装置に他の機械器具を取り付けようとする場合は、乙の承諾を得るものとする。

(装置の移転)

第11条 甲は、別紙記載の据付場所から装置を移転する必要がある場合は、あらかじめ文書により乙の承諾を得るものとする。

(注意義務)

第12条 甲は、善良なる管理者の注意をもって装置の管理を行うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し又は引き受けさせてはならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

(立入権)

第14条 乙は、装置の納入、管理等のため、装置の据付場所に立ち入ることができる。この場合、乙は、必ず身分証明書を携行しなければならない。また、甲の諸規定を守るとともに秩序の維持に努めなければならない。

(秘密の保護)

第15条 乙は、この契約の履行により知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(賠償責任)

第16条 乙は、甲の故意又は重大な過失によって装置が損害を受け、又は装置に欠損が生じた場合は、甲にその賠償を請求することができる。

2 甲は、乙が装置の保守に当たり、乙の故意又は重大な過失によって甲の施設に損傷を与えた場合は、乙にその賠償を請求することができる。

3 前2項の賠償については、甲・乙協議の上定めるものとする。

(違約金)

第17条 乙は、契約の履行遅滞があったときは、遅延日数に応じ、契約金額に年2.5パーセントの割合を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。ただし算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付を要しないものとする。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第18条 この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、乙は、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和2

2年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 乙は、甲に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、その超える額を、甲の請求に基づき甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙は、前2項の賠償金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、請求金額に年2.5パーセントを乗じて得た額の遅延利息を甲に納付しなければならない。

(甲の契約解除権)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 納入期限内に物品を納入する見込みがないと認められるとき。

(2) この契約の締結又は履行に当たり不正の行為をしたとき。

(3) 成年被後見人となったとき、並びに被保佐人、被補助人又は未成年者であって契約締結のために必要な同意を得ていないとき。

(4) 前各号のほか、この契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 甲に対しこの契約の解除を申し入れたとき。

(6) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該再委託契約等の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、当該解除の日が納入期限後であるときは、納入期限の翌日から解除の日（当該解除が乙から申し入れに基づくときは、甲が当該申入書の提出を受けた日）までの日数に応じ、契約金額に対して年2.5パーセントを乗じて得た額を違約金として甲に納付しなければならない。ただし、違約金の総額が100円に満たない場合及び当該解除の理由が乙の責めに帰することができないものであると甲が認めたときは、この限りでない。

（装置の返還）

第20条 甲は、装置を返還するときは、装置に取り付けた他の機械器具を取りはずし、引渡し納入時の状態に復するものとする。

2 乙は、装置の引取り作業を甲の指定する期日までに行うものとし、当該装置の返還及び引取りに要する費用は乙の負担とする。

（暴力団員等からの不当な要求の報告）

第21条 乙は、乙又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又

は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。) から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報(次項において「報告等」という。)をしなければならない。

2 乙は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第22条 甲が、この契約に係る甲の適正な予算執行を期するため必要があると認めるときは、甲は乙に対し、乙が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し(甲に関する部分に限る。)の提出について、協力を要請することができる。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し生じた疑義については、甲、乙協議の上定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和3年 月 日

埼玉県熊谷市板井1696

甲 地方独立行政法人埼玉県立病院機構
埼玉県立循環器・呼吸器病センター

病院長 柳澤 勉

乙

